# (1)標準的な料金メニューの公表の加速化

### 課題

● 消費者はLPガス販売事業者を自由に選択することができるが、LPガス料金を公表している事業者はごく僅かであるため、 消費者の選択が制限され競争が働きにくい状況となっている。このことは、LPガス料金の高止まりや不透明性を指摘される要因の一つとなっている。

### LPガスWG報告を踏まえた具体的な措置

標準的な料金メニュー等を公表する必要があることを、**取引適正化ガイドライン**で明示**(青字部分は本年 2月の改訂部分)** 

<標準的な料金メニュー等の公表>

- 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が料金水準の適切性を判断しやすくなるよう、自社の標準的な料金メニュー (例えば、液化石油ガスの一定使用量ごとに発生する料金や使用量に係わらず発生する基本的な料金等)及び一般消費者等による平均的な使用量に応じた月額料金例を公表する必要がある。
- 公表にあたっては、戸建住宅と集合住宅で標準的な料金メニューが異なる場合はそれぞれの標準的な料金メニューを公表する必要があり、従量単価がそれぞれで異なる場合は、消費者等からの照会に対し、 適切に回答する必要がある。
- 標準的な料金メニュー等の公表は、不特定多数の一般消費者等が自由に閲覧できるよう、自社のホームページを有する者は当該ホームページに、それ以外の者は店頭の見えやすい場所に掲示するなどの方法により行う必要がある。
- (料金体系集約化までの間の猶予措置については削除)
- また、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、 景品表示法で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要である。
- なお、標準的な料金メニュー等の公表に取り組んでいる液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等が安心して液化石油ガス販売事業者を選択できる環境の整備に貢献しているものと認められる。 \_

## LPガス料金の公表状況調査の結果

2018年4月 資源エネルギー庁石油流通課

- LPガス販売事業者の多くは、自社の標準的な料金メニュー等を広く一般に公表していないことなどから、消費者等から L P ガス料金が不透明であるとの指摘を受けている。
- このため、資源エネルギー庁では、LPガス料金の透明化及び取引の適正化を図るため、2017年2月に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」(以下「取引適正化ガイドライン」という。)を策定し公表した。取引適正化ガイドラインにおいては、消費者等からの指摘を踏まえ、LPガス販売事業者に対し、自社の標準的な料金メニュー等を一般に広く公表することなどを求めた。
- 取引適正化ガイドラインの公表後1年を経て、資源エネルギー庁では本年2月から3月にかけて、全国のLPガス販売 事業者に対しLPガス料金の公表状況等に関する調査を行った。

(1)調査対象数 18,589件

(2)調査票回収数 12,416件(回収率66.8%、前年度調査比+1.0%)

(3) 有効回答数 12,191件(有効回答率65.6%、前年度調査比+1.0%)

#### 【調査の結果】(2018年3月2日時点)

- (1) ホームページと店頭で料金を公表している事業者 257件 (有効回答数の2.1%)
- (2) ホームページで料金を公表している事業者 609件(有効回答数の5.0%、前年度調査比+365件)
- (3) 店頭で料金を公表している事業者 8,348件(有効回答数の68.5%、前年度調査比+3,230件)
- (4)料金を公表している事業者合計【(1)~(3)合計】 9,214件(有効回答数の75.6%、前年度調査比+3,852件)
- ○昨年度調査で今後公表としていた事業者の取組状況
- (i) 2017年 7月までに公表予定 779件 ⇒ 569件(約73%)
- (ii) 2017年12月までに公表予定 750件 ⇒ 496件(約66%)
- (iii)(i)(ii)合計 1,529件 ⇒1,065件(約70%)

- (1)ホームページと店頭で料金を公表している事業者全国の総販売戸数の 4.2%
- (2) ホームページで料金を公表している事業者 **全国の総販売戸数の32.9%**
- (3) 店頭で料金を公表している事業者 全国の総販売戸数の27.1%
- (4) 料金を公表している事業者合計【(1)~(3)合計】 全国の総販売戸数の64.2%(前年度調査比+26.6%)

※料金を公表している事業者リストは資工庁HPで公表。